



# 島 根 県 報

平成24年 3 月 30 日 (金)

号外 第 3 8 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則の一部を改正する規則	( " )	2

### 【告 示】

島根県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程の一部改正	(土地資源対策課)	3
島根県土地利用対策要綱の一部改正	( " )	3

### 【訓 令】

島根県土地利用調整会議等設置規程の一部改正	(土地資源対策課)	3
-----------------------	-----------	---

### 【選管規程】

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程		4
------------------------	--	---

**公布された条例等のあらまし**

## ◇職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第30号）

## 1 規則の概要

普及指導監、統括出納監察監及び特別調査監の職を新たに設けることとした。（別表関係）

## 2 施行期日

平成24年 4 月 1 日から施行することとした。

## ◇任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則の一部を改正する規則（規則第31号）

## 1 規則の概要

(1) 臨時的任用職員及び非常勤職員であって日々雇用される者以外の者（報酬の支給を受ける者に限る。）の任免権を総務事務センター長に委任することとした。（本則の表関係）

(2) その他規定の整備

## 2 施行期日

平成24年 4 月 1 日から施行することとした。

**規 則**

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第30号**

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表中「団体検査監」を「団体検査監」に、「建築指導監」を「建築指導監」に、  
普及指導監」を「統括出納監察監」

「特別徴収監」を「特別徴収監」に改める。  
特別調査監」

**附 則**

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第31号**

任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則の一部を改正する規則

任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規則（昭和37年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

本則の表臨時的任用職員の項中「人事課長」を「総務事務センター長」に改め、同表非常勤職員であって日々雇用される者の項中「各課長及び各室長（課に置かれる室の長を除く。）」を「課長及び総務事務センター長」に改め、同表非常勤職員であって日々雇用される者以外の者（報酬の支給を受ける者に限る。）の項中「人事課長（農業大学校の非常勤の講師については、大学校の校長）」を「総務事務センター長」に改める。

## 附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

**告 示**

## 島根県告示第210号

島根県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程（昭和52年島根県告示第418号）の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 2 条を次のように改める。

（閲覧場所等）

**第 2 条** 登録簿等の閲覧場所は、土木部用地対策課とし、閲覧時間は、午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。

第 8 条第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年 4 月 1 日から施行する。  
（島根県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の設置の廃止）
- 2 島根県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の設置（昭和52年島根県告示第417号）は、廃止する。

## 島根県告示第211号

島根県土地利用対策要綱（昭和60年島根県告示第330号）の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 5 条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

様式第 1 号、様式第 4 号から様式第10号まで及び様式第12号中「土地資源対策課」を「用地対策課」に改める。

## 附 則

この告示は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

**訓 令**

## 島根県訓令第 4 号

本 庁  
地方機関

島根県土地利用調整会議等設置規程（昭和60年島根県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 3 条第 2 項及び第 4 条中「地域振興部土地資源対策課長」を「土木部用地対策課長」に改める。

第 7 条中「地域振興部土地資源対策課」を「土木部用地対策課」に改める。

別表第 2 中地域振興部の項を削り、

「 \_\_\_\_\_ 」

「道路維持課長 河川課長 砂防課長 都市計画課長 建築住宅課長」を

「用地対策課長 道路維持課長 河川課長 砂防課長 都市計画課長 建築住宅課長」に改める。

別表第3中地域振興部の項を削り、「都市計画課長」を

「用地対策課長 都市計画課長」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

## 選 挙 管 理 委 員 会 規 程

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年 3月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

### 島根県選挙管理委員会規程第1号

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

島根県選挙管理委員会規程（昭和26年島根県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第12条中「及び地域政策課」を「、地域政策課、しまね暮らし推進課、情報政策課及び交通対策課」に改め、「総務部総務課、人事課、財政課、税務課、地域振興部情報政策課、交通対策課、土地資源対策課、支庁、県民センターの職員」を「支庁及び県民センターの職員その他の委員長が指定する職員」に改める。

第15条第2項各号列記以外の部分中「及び地域政策課」を「、地域政策課、しまね暮らし推進課、情報政策課及び交通対策課」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 次長 地域政策課長、しまね暮らし推進課長、情報政策課長、交通対策課長及び市町村課行政グループリーダー

第15条第4項第2号中「（東部県民センター及び西部県民センターに総合調整監を置く場合にあつては、隠岐支庁県民局長、東部県民センター総合調整監、東部県民センター総務管理部長、西部県民センター総合調整監及び西部県民センター総務企画部長）」を削り、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 地域振興部市町村課、地域政策課、しまね暮らし推進課、情報政策課又は交通対策課に管理監、上席調整監又は調整監を置く場合にあつては、次長は前項第2号の職にある者のほか、当該管理監、上席調整監又は調整監の職にある者をもってこれに充てる。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。